

議案第46号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年6月28日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正により、同法を引用する条ずれの改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市
条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>